（エアゾール式簡易消火具の技術上の規格を定める省令の一部改正）

第五十八条　エアゾール式簡易消火具の技術上の規格を定める省令（平成二十五年総務省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号ロ中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「第十七条第一項」を「第二十条第一項」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（登録修理業者規則の一部改正）

第五十九条　登録修理業者規則（平成二十七年総務省令第八号）の一部を次のように改正する。

別表第一号中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法施行規則の一部改正）

第六十条　株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法施行規則（平成二十七年総務省令第七十二号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（地方税法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第六十一条　地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成二十七年総務省令第八十五号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式及び別記第二号様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（地方税法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第六十二条　地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成三十年総務省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式及び別記第二号様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（地方税法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第六十三条　地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成三十年総務省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式及び別記第二号様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（電気通信番号規則の一部改正）

第六十四条　電気通信番号規則（令和元年総務省令第四号）の一部を次のように改正する。

様式第一から様式第五までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附　則

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

○総務省令第二十号

総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）及び総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）を実施するため、総務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年六月二十八日

総務大臣　石田　真敏

総務省組織規則の一部を改正する省令

総務省組織規則（平成十三年総務省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
第一章　本省	第一章　本省
第一節　内部部局	第一節　内部部局
［第一款～第十一款　略］	［第一款～第十一款　同上］
第十二款　政策統括官（第七十五条・第七十五条の二）	第十二款　政策統括官（第七十五条・第七十五条の二）
第十三款　サイバーセキュリティ統括官（第七十六条）	
第二節　施設等機関	第二節　施設等機関
第一款　自治大学校（第七十七条―第八十七条）	第一款　自治大学校（第七十六条―第八十六条）
［第二款～第五款　略］	［第二款～第五款　同上］
［第三節　略］	［第三節　同上］
［第二章～第四章　略］	［第二章～第四章　同上］
附則	附則
（地域情報政策室）	（地域情報政策室及び国際室並びに企画官及び国際協定専門官）
第二十三条　地域政策課に、地域情報政策室を置く。	**第二十三条**　地域政策課に、地域情報政策室及び国際室並びに企画官一人を置く。
［2・3　略］	［2・3　同上］
［削る］	4　国際室は、次に掲げる事務をつかさどる。
	一　地方自治に係る国際協力に関すること。
	二　前号に掲げるもののほか、地域政策課の所掌事務のうち国際関係に係るものに関すること。
［削る］	5　国際室に、室長及び国際協定専門官一人を置く。
［削る］	6　国際協定専門官は、命を受けて、国際協定に関する企画、立案、助言その他専門的事項に関する事務を行う。
	7　企画官は、命を受けて、地方公共団体の情報セキュリティの確保に関する重要事項についての企画及び立案並びに関係部局の調整に関する事務（住民制度課の所掌に属するものを除く。）を行う。
（国際協定専門官）	
第二十三条の二　自治行政局に、国際協定専門官一人を置く。	［新設］
2　国際協定専門官は、命を受けて、国際協定に関する企画、立案、助言その他専門的事項に関する事務を行う。	